

庁名 さいたま地方裁判所本庁・管内支部  
郵便切手及び予納金一覧(令和7年9月18日~)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	300円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
民事訴訟	通常訴訟	8		10	5	5		5	5	6000円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに1,220円2組(合計2,440円)追加(内訳 500円4枚、110円4枚) ※○「現金納付・電子納付について」 できる限り現金納付・電子納付の方法によっていただけよう、ご協力をお願いします。訴状を郵送する場合には、後日、裁判所から、郵便料の納付に必要な書類を送付します。訴状を窓口に持参する場合には、訴状に押した認め印と、原告名義の預金通帳を持参してください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
民事調停	民事調停	4			8			5	10	3000円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに1,500円分を1組追加(内訳 500円2枚、100円4枚、10円10枚) ※○「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)									0円	【先行事件がない場合】 請求債権額が 2000万円未満 60万円 2000万円以上5 000万円未満 100万円 5000万円以上1 億円未満 150万円 1億円以上 200万円 【二重開始事件 ※】 20万円 ※申立て物件が、 先行している事件 に全て含まれてい る場合のみ	・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。 ・Pay-easy(「ペイジー」=ATM、インターネットバンキング等を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。) ・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくこともあります。	
	担保不動産競売申立て (越谷支部に申し立てる場合)									0円	【先行事件がない場合】 請求債権額が 2000万円未満 60万円 2000万円以上8 0万円 【二重開始事件 ※】 20万円 ※申立て物件が、 先行している事件 に全て含まれてい る場合のみ	・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。 ・Pay-easy(「ペイジー」=ATM、インターネットバンキング等を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。) ・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくこともあります。	
	担保不動産競売申立て (川越支部に申し立てる場合)									0円	【先行事件がない場合】 請求債権額が 1億円未満 80万円 1億円以上 100万円 【二重開始事件 ※】 20万円 ※申立て物件が、 先行している事件 に全て含まれてい る場合のみ	・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。 ・Pay-easy(「ペイジー」=ATM、インターネットバンキング等を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。) ・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくこともあります。	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	300円	110円	100円	50円	40円	20円	10円					
民事執行	担保不動産競売申立て (熊谷支部に申し立てる場合)									0円	【先行事件がない場合】 請求債権額が 2000万円未満 60万円 2000万円以上5 000万円未満 100万円 5000万円以上1 億円未満 150万円 1億円以上 200万円 【二重開始事件 ※】 20万円 ※申立て物件が、 先行している事件 に全て含まれてい る場合のみ		・送達費用等の郵便料は予納金から支払いますので、申立ての際の郵便切手の納付は不要です。 ・Pay-easy(「ペイジー」=ATM、インターネットバンキング等を利用した電子納付システム)を利用して、保管金納付を希望する場合には、申立ての際に上申書などで事前に裁判所に登録した「登録コード」をお知らせください(「登録コード」がない場合、ATM又はインターネットバンキングからの振り込みは行わないでください。) ・一般的な一戸建てやマンションの場合の基準です。対象不動産がマンション一棟など、大きな物件の場合、物件数が多数の場合などには、左記基準以上の額を予納していただくこともあります。	
	強制競売申立て									0円	担保不動産競売 申立てに同じ			
	債務名義に基づく債権差押え	5		10		5		5	5	4000円		・債務者が1名増えるごとに1290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。 ・第三債務者(陳述催告あり)が1名増えるごとに1990円(500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加する。 ・第三債務者(陳述催告なし)が1名増えるごとに1290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。		
	養育費等に基づく債権差押え	5		10		5		5	5	4000円		・債務者が1名増えるごとに1290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。 ・第三債務者(陳述催告あり)が1名増えるごとに1990円(500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加する。 ・第三債務者(陳述催告なし)が1名増えるごとに1290円(500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加する。		
	債権転付命令	4		5						2550円		・債権差押え申立てと同時申立ての場合は不要		
	財産開示	8		14	5	6		5	6	6500円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)				
	情報取得(預貯金等)									0円	5000円	・金融機関(第三者)が1社増えるごとに4000円を加算する。		
保全	情報取得(不動産)									0円	6000円			
	情報取得(給与)									0円	6000円	・第三者が増えるごとに2000円を加算する。		
	債権仮差押	5	1	2	4	2	2	1		3620円		・債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。 ・第三債務者が1名増えるごとに2290円(500円3枚、300円1枚、110円1枚、100円2枚、50円2枚、40円2枚)を追加する。		
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4	1	2	2	2	1	1		2880円		・債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。 ・登記嘱託先が1か所増えるごとに1550円(500円2枚、300円1枚、110円1枚、50円2枚、40円1枚)を追加する。		
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4			4			2		2440円		・債務者及び債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。		
	仮地位仮処分等(要審尋事件)	5			10	5		10	10	4050円				
	保全異議	5			10	5		10	10	4050円				
	保全取消	5			10	5		10	10	4050円		・債務者が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。		
	起訴命令	2		1	2			1		1330円		・被申立人が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。		
保全	担保取消(1項・事由止み)	2		1	2			1		1330円		・被申立人が1名増えるごとに1220円(500円2枚、100円2枚、20円1枚)を追加する。		
	担保取消(2項・同意)	2		1	2			1		1330円		・即時抗告権放棄書がある場合は、左記の予納額ではなく、220円(110円×2枚)となる。さらに受書もある場合、110円1枚のみとなる。		
	担保取消(3項・権利行使催告)	4		1	4			2		2550円		・被申立人が1名増えるごとに2440円(500円4枚、100円4枚、20円2枚)を追加する。		
保全	取下げ(不動産仮差押・同処分禁止)	2		1		2	2			1290円		・債務者が1名増えるごとに110円1枚を追加する。 ・登記嘱託先が1か所増えるごとに1180円(500円2枚、50円2枚、40円2枚)を追加する。		
	取下げ(債権仮差押)			2						220円		・債務者及び第三債務者が1名増えるごとに110円1枚を追加する。		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	300円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保護命令	保護命令	4			15	2			15	3750円		
労働審判	労働審判	4			13	6		14	12	4000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに4,000円追加(内訳は左記のとおり) ※○「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照	
借地非訟	土地賃借権譲渡許可申立、借地条件変更申立、増改築許可申立、競売に伴う土地賃借権譲受許可申立、建物及び土地賃借権譲受等申立(介入権申立)など	8		25					25	7000円		相手方が1名増えるごとに2650円(500円4枚、110円5枚、10円10枚)を追加する。
商事非訟	特別清算申立、清算人選任申立、一時職務代行者(仮取締役)選任申立、株主総会招集許可申立、株主総会検査役選任申立、株式売買価格決定申立、株式買取価格決定申立、株式取得価格決定申立、所在不明株主の株式売却許可申立など	4		25					25	5000円		
	端数相当株式任意売却許可申立、債務弁済許可申立、帳簿資料保存者選任申立			10						1100円		
民事非訟	共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件~特定不能土地管理命令申立、共有物の管理申立、所在等不明共有者の持分の取得申立、所在等不明共有者の持分の譲渡権限の付与申立、所有者不明土地管理命令申立、所有者不明建物管理命令申立、管理不全土地管理命令申立、管理不全建物管理命令申立	10		40					40	9800円		共有者が1名増えるごとに2650円(500円4枚、110円5枚、10円10枚)を追加する。
	清算人選任申立(会社法の適用がない法人)など	4		25					25	5000円		

## 破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同窓	本人申立て	1,500円	880円 + 110円×債権者数	110円×8 110円×債権者数	13,046円	申立人宛て封筒×3及び債権者宛て封筒を用意し、いずれも、左記郵便切手110円を貼付してください。
	代理人申立て		330円 + 110円×債権者数	110円×3 110円×債権者数		
管財	個人	1,500円	1.債権者50名未満 3,000円 + 110円×債権者数	1.債権者50名未満の場合 110円×25 10円×25 110円×債権者数	17,049円	申立人宛て封筒×4及び債権者宛て封筒を用意し、債権者宛て封筒のみ、左記郵便切手110円を貼付してください。
	法人	1,000円		2.債権者50名以上の場合 110円×50 10円×50 110円×債権者数	16,264円	
	債権者申立て	20,000円	8,440円 + 110円×債権者数	500円×4 110円×54 10円×50 110円×債権者数	予納金から支出するため、別途納付は不要。	
	免責許可の申立て(単独で免責許可を申し立てる場合)	500円	550円 + 110円×債権者数	110円×5 110円×債権者数	8,646円	申立人宛て封筒×3及び債権者宛て封筒を用意し、いずれも、左記郵便切手110円を貼付してください。

## 再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10000円	1,850円 + 110円×債権者数	110円×15 10円×20 110円×債権者数	15,120円	申立人宛て封筒×6及び債権者宛て封筒を用意し、債権者宛て封筒のみ、左記郵便切手110円を貼付してください。
			6,000円	110円×50 10円×50		
通常再生				予納金から支出するため、別途納付は不要。		申立人宛て封筒×10を用意してください(切手貼付は不要です。)

※令和8年4月1日から官報公告掲載費用が変更されます。については、令和7年12月15日申立て以降上記予納金額の予納をお願いします。